



神奈川県

KANAGAWA

**患者必携** 自分らしい生活を送るために

# がんサポートハンドブック

地域の療養情報 かながわ

平成24年2月

## はじめに

「がんサポ ーハンドブック（地域の療養情報 むちむち）」は、あなたや、がんの治療を受けた後、県内の住み慣れた地域での療養生活に役立つ情報を取りまとめた冊子であり、あなたの身近な相談窓口の情報や、あなたを支える制度や仕組みなどを掲載しています。

本冊子以外にも、患者さんの療養に役立つヒントをまとめた「**がんになったら手にとるガイド**」、中に別冊として綴じられていて、問いたり調べたりして理解したことを書きとめて整理する「**わたしの療養手帳**」（いずれも、国立がん研究センターがん対策情報センター編著）を、あわせてご利用ください。

「がんになったら手にとるガイド」は、一般の書店で購入できます。



国立がん研究センターがん対策情報センターのホームページ「がん情報サービス」でもご覧いただくことができます。

URL (<http://ganjoho.jp/>)

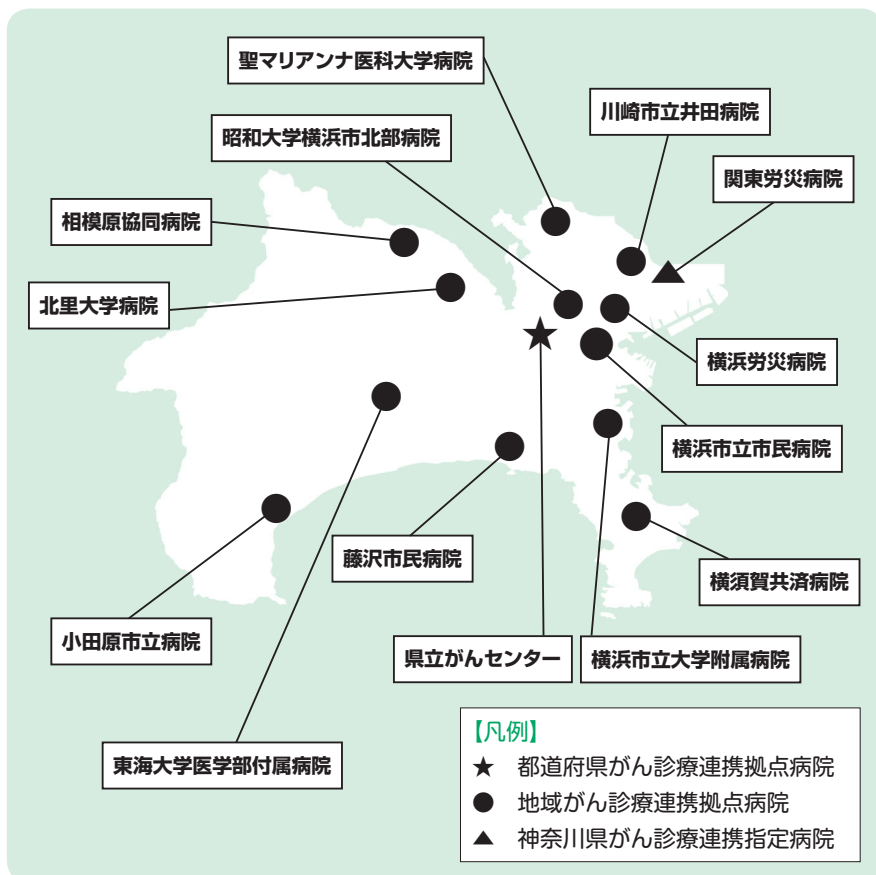
## 目次

1	あなたを支える地域の連携体制	1
2	診断や治療などについて、もっと知りたい	2
3	納得できる治療を受けたい	4
4	治療費が心配	6
5	住み慣れた地域で質の高い治療を受けたい	10
6	身体や心のつらさへの支援	12
7	自宅で療養生活を送りたい	14
8	あなたの生活を支援する制度	16
9	同じ経験を持つ患者さんの話を聞きたい	18
10	県内の各機関問い合わせ先一覧	20

# 1 あなたを支える地域の連携体制

神奈川県では、平成24年2月現在、県内全体で13の「がん診療連携拠点病院(凡例の★と●)」と、1つの「神奈川県がん診療連携指定病院」が整備され、県立がんセンターを中心とした地域での医療体制・支援体制を整備し、がんに強くて優しい医療の提供を目指しています。

【神奈川県内のがん診療連携拠点病院等】(平成24年2月1日現在)



## 2 診断や治療などについて、もっと知りたい

### 【相談支援センター】

県内には、あなたのがんに関する質問や相談にお応えする窓口（相談支援センター）があり、がんの診断や治療についてもっと知りたいとき、あなたの不安や療養などについて一緒に考え、情報を探すお手伝いをします。

誰でも無料で相談できますので、ぜひ利用しましょう。

料金は？

かかりません。

誰でも利用できるの？

できます。その病院にかかっていない方でも相談できます。

相談した内容が、担当の医師に伝わらないか？

相談された内容が、あなたの了解なしに、あなたの担当医はじめほかの方に伝わることはありません。  
どうぞ、安心してご利用ください。

### ◆こんなときに、利用しましょう(例)◆

- ・ がんについて「知りたい」
- ・ がんの治療について「理解して納得したい」
- ・ 自分の考えを「伝えたい」
- ・ 療養生活のことについて「聞いてみたい」
- ・ 心の悩みを「誰かに聞いてほしい」
- ・ 生活や経済的なことで「心配がある」
- ・ 「家族のことも相談してみたい」
- ・ その他、「がんに関する幅広い相談をしたい」

## 【県内でがんに関する相談ができる場所(相談支援センター)】

病院名(相談部署)	相談時間	電話番号
県立がんセンター (①医療相談支援室) (②「神奈川がん臨床研究・情報機構」 がん情報センター)	①平日8時30分～17時15分 ②平日10時～12時、 13時～15時	①045-391-6011 ②045-360-6196 (②は電話相談のみ)
横浜労災病院 (がん相談支援室)	平日8時15分～17時	045-474-8111
昭和大学横浜市北部病院 (総合相談センター)	平日9時～16時	045-949-7000
横浜市立市民病院(がん相談支援セ ンター・患者相談窓口)	平日9時～16時30分	045-331-1961
横浜市立大学附属病院 (福祉・継続看護相談室)	平日8時45分～17時15分	045-787-2800 (内線2823)
聖マリアンナ医科大学病院 (腫瘍センター)	平日9時～16時、 第2・4・5土 9時～11時30分	044-977-8111 (内線5231・5232)
川崎市立井田病院 (がん相談支援センター)	平日9時～12時、 13時～16時	044-751-8280 (直通)
横須賀共済病院 (患者支援相談窓口)	平日8時30分～17時	046-822-2710 (内線2295・ 2296)
藤沢市民病院 (がん相談支援室)	平日9時～17時	0466-25-3111 (内線3187)
東海大学医学部付属病院 (総合相談室)	平日9時～15時、 第1・3・5土9時～12時	0463-93-1121
相模原協同病院 (患者総合支援センター)	平日9時～16時、土9時～ 12時(第3土を除く)	042-772-4291
北里大学病院 (患者支援センター部)	平日9時～16時30分、 第1・3・5土9時～13時30分	042-778-8438 (直通)
小田原市立病院(地域医療相談室・ がん相談支援センター)	平日8時30分～17時15分	0465-34-3175 (内線3536)
関東労災病院 (相談支援センター)	平日9時～16時	044-435-5031 (直通)

(平成24年2月1日現在)

### 3 納得できる治療を受けたい

あなたが納得しながら治療を進めていくためには、まず、担当医や看護師へ、あなたの状態について率直に伝え、相談することが大事です。

それでも、説明された診断や治療方針などについて納得できない場合や困ったことがある場合は、「セカンドオピニオン」を活用しましょう。

「セカンドオピニオン」とは、現在治療を受けている担当医とはべつに、ちがう医療機関の医師に「第2の意見」を求めることです。

担当医を替えたり、転院したり、治療を受けたりすることではありませんので、ご注意ください。

医師や病院の選び方は？

「セカンドオピニオン外来」を設置している病院があります。  
相談支援センター（P3）に問い合わせしてみましょう。

料金は？

基本的に公的医療保険が適用されない  
自費診療です。病院によって費用が異なるので、病院に確認しましょう。

担当医に失礼とならない？

失礼なことではありません。  
あなたが自分の治療や身体に関して少しでも多くの情報を得たいという気持ちは当たり前のことです。  
あなたのことを第一に考えてくれる医師であれば必ず理解してくれます。

#### ◆セカンドオピニオンを活用すると◆

- ・ 担当医の意見を別の角度から検討することができる。
- ・ 納得して治療に臨むことができる。
- ・ 病気に対する理解が深まる。

## 【がん診療連携拠点病院のセカンドオピニオンの窓口】

病院名(受付窓口)	受付日時	問い合わせ・受付
県立がんセンター (医療相談支援室)	平日9時～17時 (医療機関からのFAX で申込み)	TEL 045-391-6011 FAX 045-361-2661
横浜労災病院 (セカンドオピニオン外来受付)	平日8時15分～17時	TEL 045-474-8111 (内線8522)
昭和大学横浜市北部病院 (地域医療連携室)	平日8時～17時 土8時～13時	TEL 045-949-7000
横浜市立市民病院(患者相談窓 口・がん相談支援センター)	平日9時～16時30分	TEL 045-331-1961(代)
横浜市立大学附属病院 (総合案内)	平日9時～17時	TEL 045-787-2800(代)
聖マリアンナ医科大学病院 (メディカルサポートセンター セカンドオピニオン担当)	平日14時～16時	TEL 044-979-5591 FAX 044-977-8491
川崎市立井田病院 (がん相談担当)	平日9時30分～15時	TEL 044-751-8280
横須賀共済病院 (連携医療推進課地域連携係)	平日8時30分～17時	TEL 046-822-2710
藤沢市民病院 (地域医療連家室)	平日8時30分～17時	TEL 0466-25-3111 (内線3180)
東海大学医学部付属病院 (総合相談室)	平日9時～16時	TEL 0463-93-1121 (内線6101)
相模原協同病院 (患者総合支援センター)	平日13時～16時	TEL 042-772-4291(代)
北里大学病院 (各科外来窓口)	平日8時20分～11時 土については各科へ要確認	TEL 042-778-8111(代)
小田原市立病院(地域医療相談 室・がん相談支援センター)	平日8時30分～17時 15分	TEL 0465-34-3175 (内線3536)
関東労災病院 (地域医療連携室)	平日8時15分～17時	TEL 044-411-3131

(平成24年2月1日現在)

※ 上記以外の医療機関でも実施していますので、医師や看護師に相談して確認してください。

## 4 治療費が心配

医療費の自己負担分には上限が設けられているほか、さまざまな助成・支援の仕組みがあります。まず、各窓口にご相談しましょう。

### 1 医療費の自己負担額の払い戻しを受けたい方

#### 【高額療養費制度】

1か月間（1日から月末まで）の医療費の自己負担額が一定の限度額を超えた場合に、申請により**限度額を超えた費用の払戻し**を受けることができます。保険適用の医療については、患者さんが負担する1か月の医療費は、最高でも限度額までとなります。

対象	1か月間（1日から月末まで）に支払った保険が適用される医療費（入院、通院、在宅医療など）。
対象外	差額ベッド代、入院中の食事代など

※ 平成24年4月1日から「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられる場合があります。事前の申請など、詳細は加入されている公的医療保険の窓口にご確認ください。

#### ◆高額療養費制度の手続きの流れ◆

① あなたが加入する公的医療保険の窓口で申請書類をもらうか、直接窓口にご連絡をして申請書を送付してもらう。

② 申請書に、医療機関からもらった領収書のコピーなどを貼り付け、必要書類を添えて窓口にて申請するか、保険者に送付する。

③ 3か月ほど後に、あなたが加入する保険から払い戻しを受ける。

※ 早めの受給を受けたい場合は、直接窓口での申請をお勧めします。また、保険者によっては、通知がない場合もあるので、念のため保険者へ確認してください。



## 2 立替え払いの自己負担額を減らしたい方

あなたが加入する公的医療保険制度により、次の制度の適用を受けられる場合があります。

### 【高額療養費貸付制度】

高額療養費として後日払い戻される費用のうち8割程度を、無利子で借りられます。

### 【高額療養費受領委任払い制度】

高額療養費分の費用を、あなたではなく保険者が医療機関に直接支払います。

高額療養費制度等については、医療費を支払う前に、必ずあなたの加入する公的医療保険の窓口を確認してください。



### 【公的医療保険の問い合わせ先】

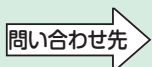
医療保険の種類		主な加入者	問い合わせ先
健康保険	組管掌健康保険 (組合健保)	会社員とその扶養家族	各健康保険組合担当窓口
	全国健康保険協会 管掌健康保険 (協会けんぽ)		全国健康保険協会 神奈川支部 Tel.045-339-5533
船員保険		船員とその扶養家族	全国健康保険協会 船員保険部 Tel.0570-300-800、 03-6862-3060
共済組合		公務員とその扶養家族	各共済組合担当窓口
国民健康保険		農業、自営業者、自由業者 会社を退職して健康保険な どを脱会した方	市区町村の担当課 (P20)
		国保組合を組織する業種で 働く方	各国保組合担当窓口
後期高齢者医療制度		・75歳以上の方 ・65歳以上75歳未満で一定 の障害がある方	市区町村の担当課(P20)、 神奈川県後期高齢者 医療広域連合 Tel.0570-001120

### 3 公的医療保険と介護保険の両方を利用している方

#### 【高額医療・高額介護合算制度】

医療と介護の両方にかかった費用について、所得区分に応じた限度額を決め、限度額を超えた分を払い戻す制度です。

対象者	公的医療保険と介護保険の両方を利用している方
主な仕組み	1年間(8月1日から翌年7月末日まで)にかかった医療費と介護費の自己負担(保険が適用のもの)が限度額を超えた場合に利用できる。

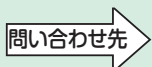


市区町村の担当課 (P 20)、加入している公的医療保険の窓口 (P 7)

### 4 住民税非課税世帯の方

#### 【限度額適用・標準負担額減額認定】

住民税非課税世帯の方は、入院中の食事代や入院医療費の自己負担限度額が低くなります。

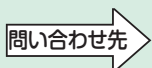


加入している公的医療保険の窓口 (P 7)

### 5 小児がんの治療を受けた方

#### 【小児慢性特定疾患医療費助成制度】

がんを含む小児慢性特定疾患の治療にかかった費用のうち、世帯の所得税額に応じて支払う自己負担金額を超えた部分の助成を受けられます。

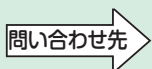


県保健福祉事務所 (P 22)、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の市(区)福祉事務所 (P 22)

## 6 心身に重度の障害がある方

### 〔重度心身障害者(児)医療費助成制度〕

心身に重度の障害がある方が医療機関を受診した場合、**医療費の自己負担金についての助成**を受けられます。

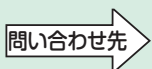


市区町村の担当課(P20)

## 7 ひとりで子どもを育てている家庭の方

### 〔ひとり親家庭等医療費助成制度〕

父親、母親、養育者がひとりで子どもを育てている家庭の医療費を助成します。母子または父子家庭の母親・父親と児童、父母と死別した児童、養育する父母がいない児童が対象です。

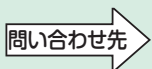


市区町村の担当課(P20)

## 8 治療費や療養中の生活費を借りたい方

### 〔生活福祉資金貸付制度〕

低所得者世帯、障害者世帯、介護を要する方のいる高齢者世帯への貸付制度です。

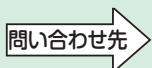


お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会  
(P24)

## 9 医療費の自己負担額が多い方

### 〔医療費控除〕

1年間に一定以上の医療費の自己負担があった場合に、税金が軽減される税制上の仕組みです。確定申告が必要となります。



お住まいの地域(所管)の税務署(P26)

## 5 住み慣れた地域で質の高い治療を受けたい

### 【地域連携クリティカルパス(連携パス)】

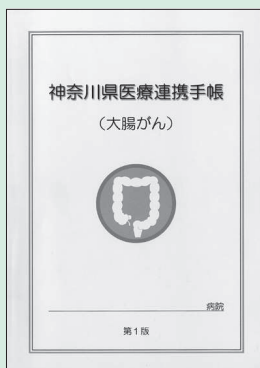
「連携パス」は、あなたが住み慣れた地域の医療機関にかかっても質の高いがん治療を受けることができるように、治療を行った病院とお住まいの地域の医療機関とで引き続き診療ができるための「診療計画書」です。

神奈川県では、「連携パス」として、あなたの5年ないし10年先までの診療の計画を立てたものを一冊にまとめた「神奈川県医療連携手帳」を作成しています。

現在適用されている「神奈川県医療連携手帳」については、**がん診療連携拠点病院等(P1)**から渡されることがあるので、特に、連携先の医療機関に受診される場合は、必ず持参し提示してください。

なお、その他の医療機関に受診される場合にも、記載されている情報が役立ちますので、ご持参いただくことをお勧めします。

### 【神奈川県医療連携手帳の例】



診療・検査予定表：結腸がん・直腸S状部がん

手帳日：20 年 月 日

前後経過	20年	21年	22年	23年	24年	25年
発症予定日	/	/	/	/	/	/
検診・診察	●	●	○	●	○	○
検査検査 (CEA含む)	●	●	○	●	○	○
胸部CT検査	チェック					
腹部CT検査		●	●	●		
大腸内視鏡検査*	チェック		●	●	●	
	チェック			●		

大腸内視鏡検査は、検診検査項目および「がん」検査項目に入ります。  
\*1年以内に1回は必ず行い、その後は検診に準じて行います。

7

大腸がん、胃がん、乳がん、肺がん及び肝がんの「神奈川県医療連携手帳」については県ホームページにて掲載していますので、ご覧ください。

URL (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360178/>)

※ 病院によっては、「神奈川県医療連携手帳」とは別の、個別の連携パスをしている病院もあります。

## 【神奈川県医療連携手帳の利用について】

いつから利用できるの？

手術などの専門的な治療を行った病院の主治医などが、医療連携があなたの診療に適しているかどうかを検討し、あなたやご家族に十分に説明し、同意を得た上で手帳の利用を開始します。

なお、連絡先の医療機関には、あらかじめあなたが受診されることを伝えてあります。

始めてからはどうなるの？

日常の診療や症状が落ち着いているときの服薬処方、かかりつけ医が行います。手術などの治療を受けた病院へは、節目に受診していただきます。

ちょっとしたことでも、かかりつけ医に相談することができます。

「連携パス」を使うと、あなたの医療情報が連携先の医療機関で共有されます。

利用において不明な点や、心配なことがあったら、医師や看護師、相談支援センター（P 3）にご相談ください！



## 6 身体や心のつらさへの支援

### 【緩和ケアとは】

「緩和ケア」は、診断時からの痛みやつらさといった症状を和らげることを目的とし、あなたやご家族が「自分らしく」過ごせるよう、身体のみならず、心のつらさなど幅広い支援を行うものです。

医師や看護師はあなたの痛みの様子を確認しながら、いろいろなやり方で痛みを軽くするようにしていきます。複数の方法を組み合わせて行うこともあり、どのように行うかは医師や看護師が、あなたと相談しながら行っていきます。

また、緩和ケアを担当する医師、看護師、薬剤師、心理士、ソーシャルワーカーなどで構成する「緩和ケアチーム」がある病院もあるので、病院へ確認してください。

### 【痛みを伝えたい】

「緩和ケア」は、あなたやご家族と話し合いながら進められます。まずは、痛みの様子を早めに担当医や看護師に相談しましょう。

### ◆痛みを伝えるときの大切なこと◆

ことがら	あなたが伝えたいこと
時期	痛みは1日中あるのか、どんなときに痛いのか、たいていはよいけれど時々急に痛くなるのかなど。
場所	どこが痛いのか、1か所か広い範囲なのか、痛む場所はいつも同じなのかなど。
感じ方	鋭い痛みか鈍い痛みか、ビリビリ、ジンジン、ズキズキ、しびれた感じ、ヒリヒリ、キリキリ、しめ付けられる感じなど。
日常生活への影響	トイレやお風呂のときつらい、眠れない、食べられない、体が動かさなくて困る、座っているのもつらい、何も手につかないなど。
痛みの程度	イメージできる最も強い痛みを「10点」、まったく痛みのない状態を「0点」とすると、今回の痛みは何点ぐらいかなど。
痛み止めの効果	少しずつ和らいている、効果が途中で切れる、ほとんど効果を感じないなど。

県内では、次のように緩和ケア病棟（ホスピス）を有する病院があり、専門的な知識と技術に基づいた緩和ケアを受けることができます。

**【県内で緩和ケア病棟を有する病院】**

病院名	電話番号	住所	病床数
平和病院	045-581-2211	横浜市鶴見区東寺尾中台29-1	16床
横浜国立 みなと赤十字病院	045-628-6100	横浜市中区新山下3丁目12番1号	25床
横浜国立市民病院	045-331-1961	横浜市保土ヶ谷区岡沢町56	20床
県立がんセンター	045-391-5761	横浜市旭区中尾1-1-2	14床
昭和大学 横浜市北部病院	045-949-7000	横浜市都筑区茅ヶ崎中央35-1	25床
横浜甞生病院	045-302-5001	横浜市瀬谷区瀬谷4-30-30	12床
川崎社会保険病院	044-288-2601	川崎市川崎区田町2-9-1	24床
川崎市立井田病院	044-766-2188	川崎市中原区井田2-27-1	20床
相模原協同病院	042-772-4291	相模原市緑区橋本2-8-18	12床
衣笠病院	046-852-1182	横須賀市小矢部2-23-1	20床
湘南中央病院	0466-36-8151	藤沢市羽鳥1-3-43	15床
湘南東部総合病院	0467-88-1264	茅ヶ崎市西久保500	16床
鶴巻温泉病院	0120-131146	秦野市鶴巻北1-16-1	25床
ピースハウス病院	0465-81-8900	中井町井ノ口1000-1	22床

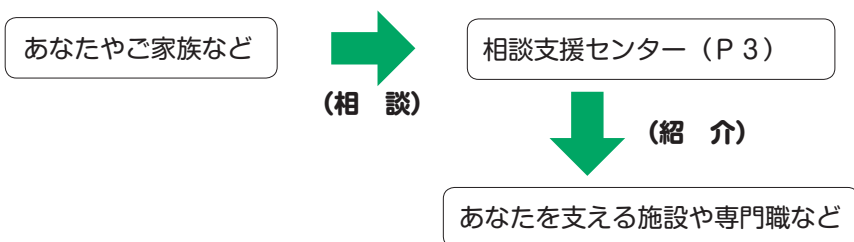
(平成24年2月1日現在)

上記の病院以外でも、あなたが診療を受けている医療機関が緩和ケアを提供していたり、ほかの医療機関と連携しながら対応できることがあるので、医師や看護師、相談支援センター（P3）に相談してください。

## 7 自宅で療養生活を送りたい

あなたが自宅で療養生活を送る場合、療養や日常生活を支えるために必要な施設や、あなたを支えてくれる専門家が近くにいます。

あなたが必要とする施設、専門職、利用できるサービスなどについて、まず、相談支援センター（P 3）に相談して一緒に探しましょう。



### 【あなたを支える施設(例)】

#### ○ 在宅療養支援診療所

あなたの在宅療養を支える診療所です。

あなたやご家族からの連絡に365日24時間態勢で応じ、必要な場合には訪問診療(往診)や訪問看護を行います。

また、状態が急変したときには、専門的な治療を行った病院の担当医と連携し、治療法の相談や再入院の手配なども行います。

#### ○ 訪問看護ステーション

あなたが通院や外出が困難な場合、看護師または准看護師があなたの自宅を訪問し、医師の指導に基づく診療の補助や、あなたの健康管理・相談などのサービス(訪問看護)を提供する施設です。

#### ○ 地域包括支援センター

介護予防も含め、あなたの在宅療養などに関する様々な制度の利用や、福祉の相談・支援を行ってくれる施設です。

介護保険を利用できます。



## 【あなたを支える専門職(例)】

職 種	役 割
在宅医（在宅療養支援診療所などの診療所）	定期的に訪問診療し、緊急時などに対応してくれます。また、専門的な治療を行った病院の担当医と連携し、必要に応じて再入院の手配などもしてくれます。
訪問看護師	在宅医との連携によって、あなたの療養の世話、医療処置、症状の確認などを行ってくれます。
ケアマネージャー	あなたがどのような支援を受けられるかを一緒に考えてくれます。(介護保険の対象者のみ)
ホームヘルパー	あなたの自宅に訪問し、日常生活の介護、買い物、掃除などの家事の援助を行ってくれます。
薬剤師	薬の説明をしてくれたり、使用法・副作用に関する相談にのってくれます。
歯科医・歯科衛生士	歯や口のケアなどの相談にのってくれます。
理学療法士・作業療法士	日常生活を送る上での基本的な動作の回復や機能低下の予防を図ってくれます。

### ～在宅での緩和ケア(在宅ホスピス)～

在宅でも十分な緩和ケア(P12)を受けることができます。  
一番の心配である「痛み」は、医療用麻薬を含む鎮痛剤を使うことで治療できます。

「息苦しさ」は、体の向きの工夫などにより和らげることができます。

訪問する医師や看護師によって、中心静脈栄養や持続点滴、経管栄養、酸素の吸入、痰の吸入などが行われます。



相談支援センター（P3）へ相談しましょう。

## 8 あなたの生活を支援する制度

自宅で療養生活を送る場合には、在宅医療のための態勢や必要な設備、物品などの準備が必要です。あなたの担当医や、次の場所に相談して、あなたの生活を支援するための制度を利用しましょう。

### 1 介護サービスを利用したい方

#### 〔介護保険制度〕

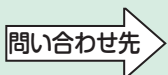
介護保険の被保険者で、介護認定を受けられた方は、介護度に応じて、介護サービスを**1割の自己負担**で受けることができます。

対 象	・65歳以上の方が、要介護・要支援認定を受けた場合 ・40歳～64歳までの人が、「末期がん」等の特定疾病により介護が必要となり、要介護・要支援認定を受けた場合
問い合 わせ先	・市区町村の担当課(P20)※申請先も同じ ・各地域包括支援センター

### 2 介護サービスに係る自己負担額の払い戻しを受けたい方

#### 〔高額介護・高額介護予防サービス費〕

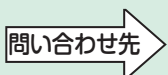
介護保険サービス利用した場合の1か月の自己負担額の合計が、1か月に支払う自己負担の上限額を超えた場合に、申請により**上限額を超えた分**が払い戻されます。

 問い合わせ先 → 市区町村の担当課(P20)

### 3 生活にお困りの方

#### 〔生活保護〕

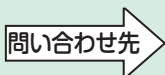
病気で仕事ができない、収入が少ないといった理由で生活に困っている方へ、その状況に応じ必要な支援を行う制度です。

 問い合わせ先 → 県保健福祉事務所(P22)、市(区)福祉事務所(P22)、町村の担当課(P21)

## 4 会社員や公務員などの方

### 〔傷病手当金〕

会社員や公務員などが、病気などで働けなくなったときに、生活を支えるための制度です。

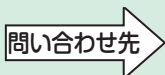


加入している公的医療保険の窓口(P7)

## 5 身体に障害が残っている方

### 〔身体障害者手帳〕

身体に障害が残った方の日常生活の不自由を補うために、さまざまな助成・支援を受けられるようにするものです。人工肛門や人工膀胱の造設や、咽頭部を摘出した方などが対象となります。



市(区)福祉事務所(P22)、市区町村の担当課(P20)

## 6 病気などで重度の障害が残っている方

### 〔障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金)〕

病気などで重度の障害が残った65歳未満の方に、年金を早くから支給する制度です。人工肛門の造設や、咽頭部摘出を受けた方などが受給できることがあります。

種 別	障害基礎年金 (1級・2級)	障害厚生年金 (1級～3級)	障害共済年金 (1級～3級)
問い合わせ先	年金事務所(P27)	年金事務所(P27)	職場の担当共済 組合事務局

## 9 同じ経験を持つ患者さんの話を聞きたい

「悩んでいるのは自分ひとりではない」と感じたり、「同じような問題を抱えている人は他にもいる」ということがわかるだけでも、気持ちがすいぶん楽になるものです。

「患者会」や「患者サロン」といった、当事者の視点で話を聞き、支えになってくれる「患者同士が出会える場」、「患者同士の支え合いの場」などを活用しましょう。

どうやって探せばいいの？

書籍や雑誌、また、相談支援センター（P 3）でも情報を得られることがあるので、問い合わせてみましょう

探すときに確認したいことは？

①がんの種類、②活動している地域、③活動目的や活動内容、④年会費の金額など

### ～利用するとき要注意したいこと～

運営している団体の中には、ある特定の医療機関や医師への受診を勧めたり、特定の治療方法を強く勧める、といった団体もまれにありますので、利用する場合は次のことに注意しましょう。

- 団体の中身をよく吟味しましょう。
- 気が進まない場合は、そのことをはっきりと伝えて断りましょう
- 特定の治療法や健康食品などを勧められた場合や、困ったことがあったら、担当医や相談支援センター（P 3）に相談しましょう。

また、同じ経験を持つ患者さんが、あなたやご家族の悩みや不安に対して、自分の経験を生かしながら相談を行う場として、神奈川県ではNPO法人との協働事業により、「がん体験者による相談（ピアサポート）」を行っていますのでご利用ください。

### 【県とNPO法人の協働事業により行っている相談場所】

相談場所	相談日時	相談方法
相模原協同病院 (相模原市緑区橋本2-8-18)	第1・3水10時～16時 第2・4土 9時～12時	面接相談（電話での相談は行っていません）
横須賀共済病院 (横須賀市米が浜通1-16)	木10時～15時	面接相談（電話での相談は行っていません）
KADOBEYA（かどべや） (横浜市中区石川町5-209-3 1階)	月・金 10時～14時30分	面接相談と電話相談 <b>TEL.045-260-0125</b>



神奈川県健康増進課 TEL045-210-1111(代)

### ◆患者さん同士が支え合うことで・・・◆

- ・ 悩んでいるのは自分ひとりではないことに気づき「気持ちが楽になる」
- ・ 悩みを解決する「ヒントを得る」
- ・ 問題との付き合い方を「学ぶことができる」
- ・ 実際の患者体験に基づいた解決方法を伝え合える
- ・ 自分の体験を人に話すことで、自分の気持ちが整理できる
- ・ 自分の体験が他の患者さんや家族を支援する力になることを知り、自信を取り戻すことができる

## 10 県内の各機関問い合わせ先一覧

### 【市区町村】

市区町村名		電話番号	住 所
横浜市役所		045-671-2121	中区港町11-1-1
横浜市	鶴見区役所	045-510-1818	鶴見区鶴見中央3-20-1
	神奈川区役所	045-411-7171	神奈川区広台太田町3-8
	西区役所	045-320-8484	西区中央1-5-10
	中区役所	045-224-8181	中区日本大通35
	南区役所	045-743-8282	南区花之木町3-48-1
	港南区役所	045-847-8484	港南区港南中央通10-1
	保土ヶ谷区役所	045-334-6262	保土ヶ谷区川辺町2-9
	旭区役所	045-954-6161	旭区鶴ヶ峰1-4-12
	磯子区役所	045-750-2323	磯子区磯子3-5-1
	金沢区役所	045-788-7878	金沢区泥亀2-9-1
	港北区役所	045-540-2323	港北区大豆戸町26-1
	緑区役所	045-930-2323	緑区寺山町118
	青葉区役所	045-978-2323	青葉区市ヶ尾町31-4
	都筑区役所	045-948-2323	都筑区茅ヶ崎中央32-1
	戸塚区役所	045-866-8484	戸塚区戸塚町157-3
	栄区役所	045-894-8181	栄区桂町303-19
泉区役所	045-800-2323	泉区和泉町4636-2	
瀬谷区役所	045-367-5656	瀬谷区二ツ橋町190	
川崎市役所		044-200-2111	川崎区宮本町1
川崎市	川崎区役所	044-201-3113	川崎区東田町8
	幸区役所	044-556-6666	幸区戸手本町1-11-1
	中原区役所	044-744-3113	中原区小杉町3-245
	高津区役所	044-861-3113	高津区下作延2-8-1
	宮前区役所	044-856-3113	宮前区宮前平2-20-5
	多摩区役所	044-935-3113	多摩区登戸1775-1
	麻生区役所	044-965-5100	麻生区万福寺1-5-1
相模原市役所		042-754-1111	中央区中央2-11-15
	緑区役所 (総務課)	042-775-8802	緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内

市区町村名		電話番号	住 所
相模原市	中央区役所 (総務課)	042-769-9802	中央区中央2-11-15 市役所本館1階
	南区役所 (総務課)	042-749-2134	南区相模大野5-31-1 市南区合同庁舎内
横須賀市	市役所	046-822-4000	横須賀市小川町11
平塚市	市役所	0463-23-1111	平塚市浅間町9-1
鎌倉市	市役所	0467-23-3000	鎌倉市御成町18-10
藤沢市	市役所	0466-25-1111	藤沢市朝日町1-1
小田原市	市役所	0465-33-1302	小田原市荻窪300
茅ヶ崎市	市役所	0467-82-1111	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗子市	市役所	046-873-1111	逗子市逗子5-2-16
三浦市	市役所	046-882-1111	三浦市城山町1-1
秦野市	市役所	0463-82-5111	秦野市桜町1-3-2
厚木市	市役所	046-223-1511	厚木市中町3-17-17
大和市	市役所	046-263-1111	大和市下鶴間1-1-1
伊勢原市	市役所	0463-94-4711	伊勢原市田中348
海老名市	市役所	046-231-2111	海老名市勝瀬175-1
座間市	市役所	046-255-1111	座間市緑ヶ丘1-1-1
南足柄市	市役所	0465-74-2111	南足柄市関本440
綾瀬市	市役所	0467-77-1111	綾瀬市早川550
葉山町	役場	046-876-1111	葉山町堀内2135
寒川町	役場	0467-74-1111	寒川町宮山165
大磯町	役場	0463-61-4100	大磯町東小磯183
二宮町	役場	0463-71-3311	二宮町二宮961
中井町	役場	0465-81-1111	中井町比奈窪56
大井町	役場	0465-83-1311	大井町金子1995
松田町	役場	0465-83-1221	松田町松田惣領2037
山北町	役場	0465-75-1122	山北町山北1301-4
開成町	役場	0465-83-2331	開成町延沢773
箱根町	役場	0460-85-7111	箱根町湯本256
真鶴町	役場	0465-68-1131	真鶴町岩244-1
湯河原町	役場	0465-63-2111	湯河原町中央2-2-1
愛川町	役場	046-285-2111	愛川町角田251-1
清川村	役場	046-288-1211	清川村煤ヶ谷2216

## 【県保健福祉事務所】

機 関 名	電話番号	住 所
平塚保健福祉事務所	0463-32-0130	平塚市豊原町6-21
鎌倉保健福祉事務所	0467-24-3900	鎌倉市由比ガ浜2-16-13
小田原保健福祉事務所	0465-32-8000	小田原市荻窪350-1
茅ヶ崎保健福祉事務所	0467-85-1171	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7
三崎保健福祉事務所	046-882-6811	三浦市三崎町六合32
秦野保健福祉事務所	0463-82-1428	秦野市曾屋2-9-9
厚木保健福祉事務所	046-224-1111	厚木市水引2-3-1
大和保健福祉事務所	046-261-2948	大和市中央1-5-26
足柄上保健福祉事務所	0465-83-5111	開成町吉田島2489-2

## 【市(区)福祉事務所】

	市町村名	電話番号	住 所
横浜市	鶴見福祉保健センター	045-510-1768	鶴見区鶴見中央3-20-1
	神奈川福祉保健センター	045-411-7131	神奈川区広台太田町3-8
	西福祉保健センター	045-320-8484	西区中央1-5-10
	中福祉保健センター	045-224-8181	中区日本大通35
	南福祉保健センター	045-743-8213	南区花之木町3-48-1
	港南福祉保健センター	045-847-8454	港南区港南中央通10-1
	保土ヶ谷福祉保健センター	045-334-6382	保土ヶ谷区川辺町2-9
	旭福祉保健センター	045-954-6115	旭区鶴ヶ峰1-4-12
	磯子福祉保健センター	045-750-2491	磯子区磯子3-5-1
	金沢福祉保健センター	045-788-7878	金沢区泥亀2-9-1
	港北福祉保健センター	045-540-2323	港北区大豆戸町26-1
	緑福祉保健センター	045-930-2323	緑区寺山町118
	青葉福祉保健センター	045-978-2444	青葉区市ケ尾町31-4
	都筑福祉保健センター	045-948-2323	都筑区茅ヶ崎中央32-1
	戸塚福祉保健センター	045-866-8429	戸塚区戸塚町157-3
	栄福祉保健センター	045-894-6963	栄区桂町303-19
	泉福祉保健センター	045-800-2401	泉区和泉町4636-2
	瀬谷福祉保健センター	045-367-5713	瀬谷区二ツ橋町190



市町村名		電話番号	住 所
川 崎 市	川崎区役所保健福祉センター	044-201-3113	川崎区東田町8
	幸区役所保健福祉センター	044-556-6666	幸区戸手本町1-11-1
	中原区役所保健福祉センター	044-744-3113	中原区小杉町3-245
	高津区役所保健福祉センター	044-861-3113	高津区下作延2-8-1
	宮前区役所保健福祉センター	044-856-3113	宮前区宮前平2-20-5
	多摩区役所保健福祉センター	044-935-3113	多摩区登戸1775-1
	麻生区役所保健福祉センター	044-965-5100	麻生区万福寺1-5-1
相 模 原 市	緑 福 祉 事 務 所	042-775-8809	緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内
	中 央 福 祉 事 務 所	042-754-1111	中央区富士見6-1
	南 福 祉 事 務 所	042-701-7720	南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター内
横 須 賀 市 福 祉 事 務 所	046-822-4000	横須賀市小川町11	
平 塚 市 福 祉 事 務 所	0463-23-1111	平塚市浅間町9-1	
鎌 倉 市 福 祉 事 務 所	0467-23-3000	鎌倉市御成町18-10	
藤 沢 市 福 祉 事 務 所	0466-25-1111	藤沢市朝日町1-1	
小 田 原 市 福 祉 事 務 所	0465-33-1302	小田原市荻窪300	
茅 ヶ 崎 市 福 祉 事 務 所	0467-82-1111	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	
逗 子 市 福 祉 事 務 所	046-873-1111	逗子市逗子5-2-16	
三 浦 市 福 祉 事 務 所	046-882-1111	三浦市城山町6-6	
秦 野 市 福 祉 事 務 所	0463-82-5111	秦野市桜町1-3-2	
厚 木 市 福 祉 事 務 所	046-225-2200	厚木市中町3-16-1	
大 和 市 福 祉 事 務 所	046-260-5685	大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター内	
伊 勢 原 市 福 祉 事 務 所	0463-94-4711	伊勢原市田中348	
海 老 名 市 福 祉 事 務 所	046-231-2111	海老名市勝瀬175-1	
座 間 市 福 祉 事 務 所	046-255-1111	座間市緑ヶ丘1-1-1	
南 足 柄 市 福 祉 事 務 所	0465-74-2111	南足柄市関本440	
綾 瀬 市 福 祉 事 務 所	0467-77-1111	綾瀬市早川550	

## 【市区町村社会福祉協議会(社協)】

社協名		電話番号	住 所
横 浜 市 社 協	045-201-2096	中区桜木町1-1 市健康福祉総合センター内	
横 浜 市 区 社 協	鶴 見 区 社 協	045-504-5619	鶴見区鶴見中央4-32-1 UNEXビル5F
	神 奈 川 区 社 協	045-311-2014	神奈川区反町1-8-4 はーと友 神奈川内
	西 区 社 協	045-450-5005	西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3F
	中 区 社 協	045-681-6664	中区山下町2 産業貿易センタービル4F
	南 区 社 協	045-260-2510	南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8F
	港 南 区 社 協	045-841-0256	港南区港南4-2-8 3F 区福祉保健活動拠点内
	保 土 ヶ 谷 区 社 協	045-341-9876	保土ヶ谷区川辺町5-11 かるがも3F
	旭 区 社 協	045-392-1123	旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内
	磯 子 区 社 協	045-751-0739	磯子区磯子3-1-41 磯子センター5F
	金 沢 区 社 協	045-788-6080	金沢区泥亀1-21-5 いきいきセンター金沢内
	港 北 区 社 協	045-547-2324	港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206
	緑 区 社 協	045-931-2478	緑区中山町413-4 ハーモニーみどり内
	青 葉 区 社 協	045-972-8836	青葉区市ケ尾町1169-22 区福祉保健活動拠点内
	都 筑 区 社 協	045-943-4058	都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内
	戸 塚 区 社 協	045-866-8434	戸塚区戸塚町167-25 区福祉保健活動拠点1F
	栄 区 社 協	045-894-8521	栄区桂町279-29 区福祉保健活動拠点内
泉 区 社 協	045-802-2150	泉区和泉町3540 泉ふれあいホーム内	
瀬 谷 区 社 協	045-361-2117	瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館内	
川 崎 市 社 協	044-739-8710	中原区上小田中6-22-5 市総合福祉センター内	
川 崎 市 区 社 協	川 崎 区 社 協	044-246-5500	川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル9F
	幸 区 社 協	044-556-5500	幸区戸手本町1-11-5 市さいわい健康福祉プラザ
	中 原 区 社 協	044-722-5500	中原区今井上町34 和田ビル1F
	高 津 区 社 協	044-812-5500	高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3F
	宮 前 区 社 協	044-856-5500	宮前区宮崎2-6-10 東急宮崎台ガーデンオフィス4F
	多 摩 区 社 協	044-935-5500	多摩区登戸1763 ライフガーデン向ヶ丘2F
	麻 生 区 社 協	044-952-5500	麻生区万福寺1-2-2 新百合21ビル1F
相 模 原 市 社 協	042-756-5034	相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館内	
横 須 賀 市 社 協	046-824-3435	横須賀市本町2-1 市立総合福祉会館2F	

社協名	電話番号	住 所
平塚市社協	0463-33-2333	平塚市追分1-43 福祉会館内
鎌倉市社協	0467-23-1075	鎌倉市御成町20-21 市福祉センター内
藤沢市役所	0466-50-3525	藤沢市朝日町1-1 市役所第1庁舎内
小田原市社協	0465-35-4000	小田原市城山2-1-5 市社会福祉センター内
茅ヶ崎市社協	0467-85-9650	茅ヶ崎市新栄町13-44 さがみ農協ビル2F
逗子市社協	046-873-8011	逗子市桜山5-32-1 市福祉会館内
三浦市社協	046-888-7347	三浦市南下浦町菊名1258-3 市総合福祉センター内
秦野市社協	0463-84-7711	秦野市緑町16-3 市保健福祉センター内
厚木市社協	046-225-2947	厚木市中町1-4-1 市総合福祉センター内
大和市社協	046-260-5633	大和市鶴間1-31-7 市保健福祉センター内
伊勢原市社協	0463-94-9600	伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ1F
海老名市社協	046-235-0220	海老名市勝瀬175-1
座間市社協	046-266-1294	座間市緑ヶ丘1-2-1 市立総合福祉センター内
南足柄市社協	0465-73-1575	南足柄市関本403-2 りんどう会館内
綾瀬市社協	0467-77-8166	綾瀬市早川550 市役所内
葉山町社協	046-875-9889	葉山町堀内2220 町福祉文化会館内
寒川町社協	0467-74-7621	寒川町宮山401 町健康管理センター内
大磯町社協	0463-61-9390	大磯町大磯1352-1 町立福祉センターさざれ石内
二宮町社協	0463-73-0294	二宮町二宮1410 町保健センター内
中井町社協	0465-81-2261	中井町比奈窪104-1 町保健福祉センターしらさぎ内
大井町社協	0465-84-3294	大井町上大井68-2
松田町社協	0465-82-0294	松田町松田惣領17-2 町健康福祉センター内
山北町社協	0465-75-1294	山北町向原1379-1
開成町社協	0465-82-5222	開成町吉田島1043-1 町福祉会館1F
箱根町社協	0460-85-9000	箱根町湯本855
真鶴町社協	0465-68-3313	真鶴町真鶴475-1
湯河原町社協	0465-62-3700	湯河原町城堀57-6 町地域福祉センター1F
愛川町社協	046-285-2111	愛川町角田257-1 町福祉センター内
清川村社協	046-287-1118	清川村煤ヶ谷2220-1 村保健福祉センターひまわり館内1F

**【税務署】**

所管地域		税務署名	電話番号	住 所
横浜市	鶴見区	鶴見税務署	045-521-7141	鶴見区鶴見中央4-38-32
	中区、西区	横浜中税務署	045-651-1321	中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎
	保土ヶ谷区、 旭区、瀬谷区	保土ヶ谷税務署	045-331-1281	保土ヶ谷区帷子町2-64
	南区、港南区、 磯子区、金沢区	横浜南税務署	045-789-3731	金沢区並木3-2-9
	神奈川区、 港北区	神奈川税務署	045-544-0141	港北区大豆戸町528-5
	戸塚区、栄区、 泉区	戸塚税務署	045-863-0011	戸塚区吉田町2001
	緑区、青葉区、 都筑区	緑税務署	045-972-7771	青葉区市ケ尾町22-3
川崎市	川崎区、幸区	川崎南税務署	044-222-7531	川崎区榎町3-18
	中原区、高津区、 宮前区	川崎北税務署	044-852-3221	高津区久本2-4-3
	多摩区、麻生区	川崎西税務署	044-965-4911	麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎
相模原市	相模原税務署	042-756-8211	相模原市中央区富士見 6-4-14	
横須賀市、三浦市	横須賀税務署	0468-24-5500	横須賀市上町3-1	
平塚市、秦野市、 伊勢原市、大磯町、 二宮町	平塚税務署	0463-22-1400	平塚市松風町2-30	
鎌倉市、逗子市、葉 山町	鎌倉税務署	0467-22-5591	鎌倉市佐助1-9-30	
藤沢市、茅ヶ崎市、 寒川町	藤沢税務署	0466-22-2141	藤沢市朝日町1-11	
小田原市、南足柄市、 中井町、大井町、松 田町、山北町、開成 町、箱根町、真鶴町、 湯河原町	小田原税務署	0465-35-4511	小田原市荻窪440	
厚木市、愛川町、清 川村	厚木税務署	046-221-3261	厚木市水引1-10-7	
大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市	大和税務署	046-262-9411	大和市中央5-14-22	

## 【年金事務所一覧】

管轄地域		事務所名	電話番号	住 所
横浜市	鶴見区、 神奈川区	鶴見年金事務所	045-521-2641	鶴見区鶴見中央4-43-4 日野商事ビル2・3F
	港北区、緑区、 青葉区、都筑区	港北年金事務所	045-546-8888	港北区大豆戸町515
	西区、中区	横浜中年金事務所	045-641-7501	中区相生町2-28
	保土ヶ谷区、 戸塚区、旭区、 瀬谷区、栄区、 泉区	横浜西年金事務所	045-820-6655	戸塚区川上町87-1 ウエルストーン1ビル2F
	南区、磯子区、 金沢区、港南区	横浜南年金事務所	045-742-5511	南区宿町2-51
川崎市	川崎区、幸区	川崎年金事務所	044-233-0181	川崎区宮前町12-17
	中原区、高津区、 多摩区、宮前区、 麻生区	高津年金事務所	044-888-0111	高津区久本1-3-2
平塚市、秦野市、 伊勢原市、大磯町、 二宮町		平塚年金事務所	0463-22-1515	平塚市八重咲町8-2
厚木市、海老名市、 座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村		厚木年金事務所	046-223-7171	厚木市栄町1-10-3
相模原市、大和市		相模原年金事務所	042-745-8101	相模原市南区相模大野 6-6-6
小田原市、南足柄 市、中井町、大井 町、松田町、山北 町、開成町、箱根町、 真鶴町、湯河原町		小田原年金事務所	0465-22-1391	小田原市浜町1-1-47
横須賀市、逗子市、 三浦市、葉山町		横須賀年金事務所	046-827-1251	横須賀市米が浜通1-4 サンライズビル
藤沢市、鎌倉市、 茅ヶ崎市、寒川町		藤沢年金事務所	0466-50-1151	藤沢市藤沢1018



神奈川県

神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111(代表)

※本冊子は、平成24年2月1日現在の情報を基に作成しておりますので、  
問い合わせ先などへご確認の上ご利用ください。